取手市商工業振興計画（案）

令和 ９ 年 ３ 月

取手市まちづくり振興部　産業振興課

目　次

第１章　計画の概要
1　策定の目的……1
2　計画の位置づけ……2
3　計画の期間……3

第２章　社会経済情勢と取手市の概況
1　わが国を取り巻く社会経済情勢……4
（1）人口構造の変化と深刻化する労働力不足……4
（2）デジタル技術の浸透（DX）とビジネスモデルの変化……6
（3）物価の高騰と暮らし・働き方の変化……7
2　取手市の概要……8
（1）交通……8
（2）人口……9
（3）産業……12

第３章　取手市の産業における現状と課題
1　取手市の産業の状況……13
（1）事業所数・従業員数……13
（2）実質市内総生産の推移……15
（3）経済活動別実質市内総生産から見る経済構造……16
2　これまでの取り組み……17
（1）企業の事業活動拡大の支援……17
（2）起業・創業支援……18
（3）空き店舗活用補助金制度……21
（4）自治・振興金融……22
（5）セーフティネット保証……23
3　市内事業者アンケート調査……24
4　課題の整理……31

第４章　計画の基本方針
1　目指すべき姿……33
2　基本方針……34
3　施策体系……36
4　施策展開……37

第５章　計画の推進
1　推進体制……42
2　施策検討の手順……43
3　進行管理……44

第1章　計画の概要

1　策定の目的

我が国の社会経済情勢は、少子高齢化と人口減少の本格化、デジタル技術（DX）の飛躍的進化、さらには近年の物価高騰や人手不足の深刻化など、大きな構造的変化の只中にあります。

本市においても、東京圏のベッドタウンとしての利便性を有しながらも、経営者の高齢化や後継者不足、若年層の流出、購買行動の多様化（EC 市場の拡大等）による市内商工店舗の利用減少など、地場産業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。

こうした中、地域経済の主役である中小企業・小規模事業者の持続的発展を支え、地域の賑わいと雇用を維持・創出することは、市政の最重要課題の一つです。

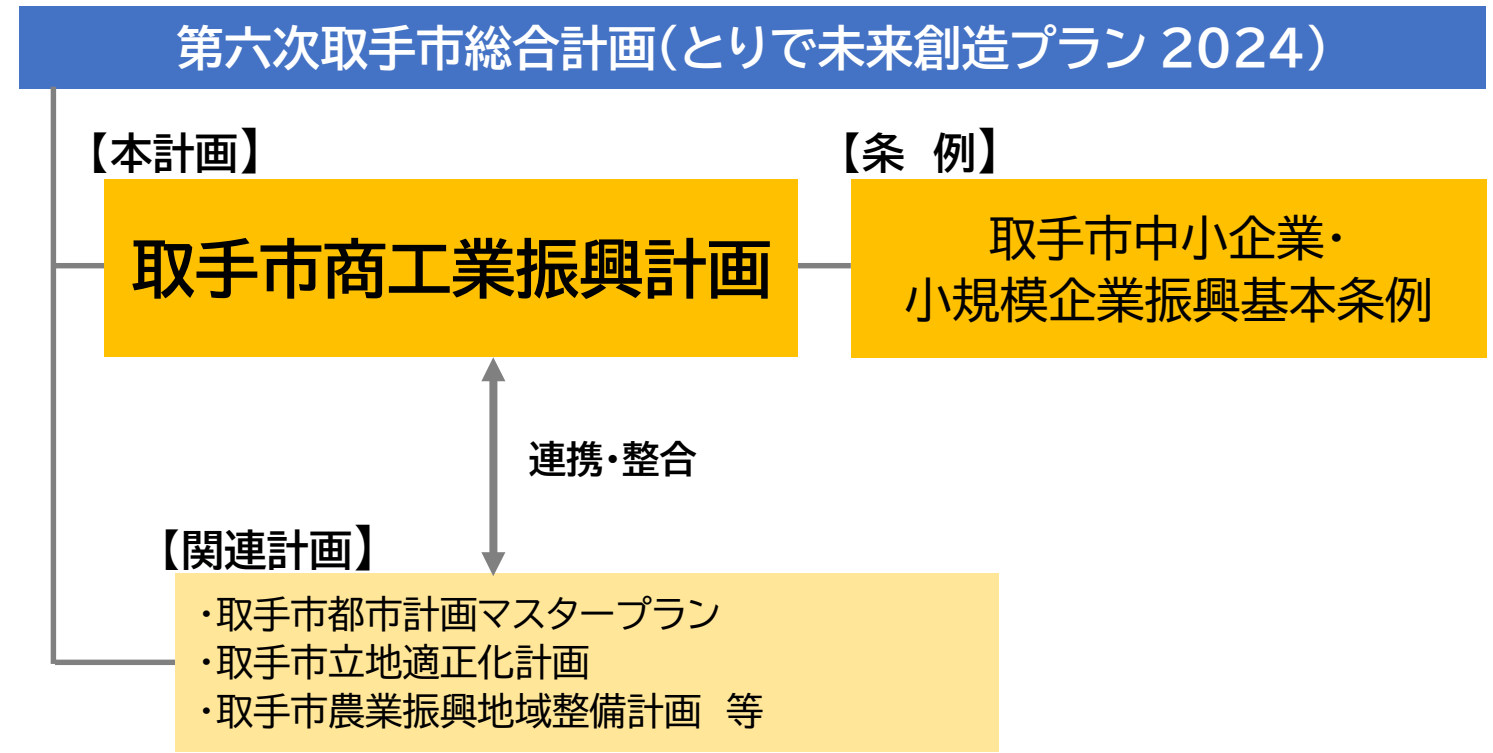
市では令和 4 年に「取手市中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定し、行政・事業者・関係機関・市民が一体となって産業振興に取り組む理念を掲げました。

本計画は、この条例の理念を体現し、社会経済情勢の劇的な変化に対応した明確な指針を示すことで、市内事業者の挑戦と成長を支え、持続可能で活力ある取手市の未来を切り拓くことを目的に策定するものです。

2　計画の位置づけ

本計画は、取手市のまちづくりの最上位計画である「第六次取手市総合計画（とりで未来創造プラン 2024）」をふまえて、産業・経済分野における基本方針および施策の方向性を定める計画です。

「取手市中小企業・小規模企業振興基本条例」第5条に定める「中小企業等の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進」の施策方針を具体化するための基本計画として位置づけます。さらに、取手市都市計画マスタープラン等との緊密な連携を図り、一体的な施策推進を目指します。

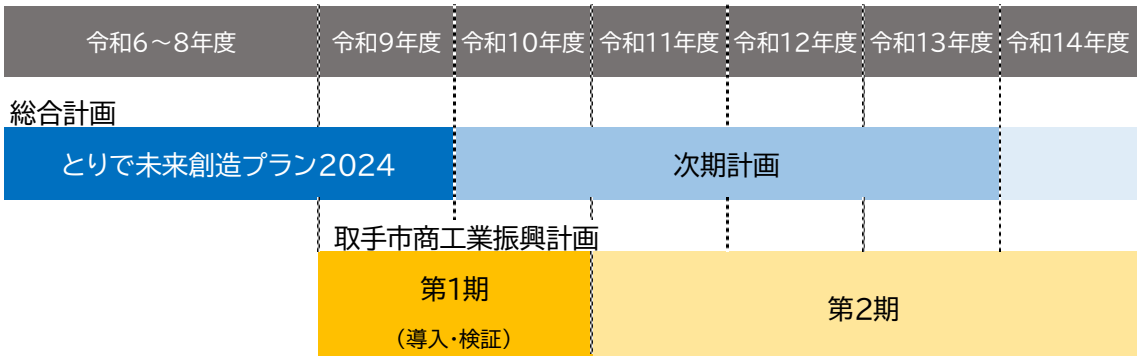


3　計画の期間

本計画の期間は、導入・検証期間となる第1期を令和9（2027）年度から令和10（2028）年度までの2年間とします。第2期は令和11年度（2029年度）から令和14年度（2032年度）までの4年間とし、以降は4年ごとの改訂サイクルとします。

次期総合計画の開始翌年度である令和11年度を第2期の始期とすることで、最上位計画の運用実績と将来像を確実に見定めた上で本計画へと反映することができ、上位計画との整合性と実効性の高い商工業振興を両立させることが期待できます。

なお、社会経済情勢の急激な変化や関連法制度の改正等に対応するため、必要に応じた計画の見直しもできるものとします。



第2章　社会経済情勢と取手市の概況

1　わが国を取り巻く社会経済情勢

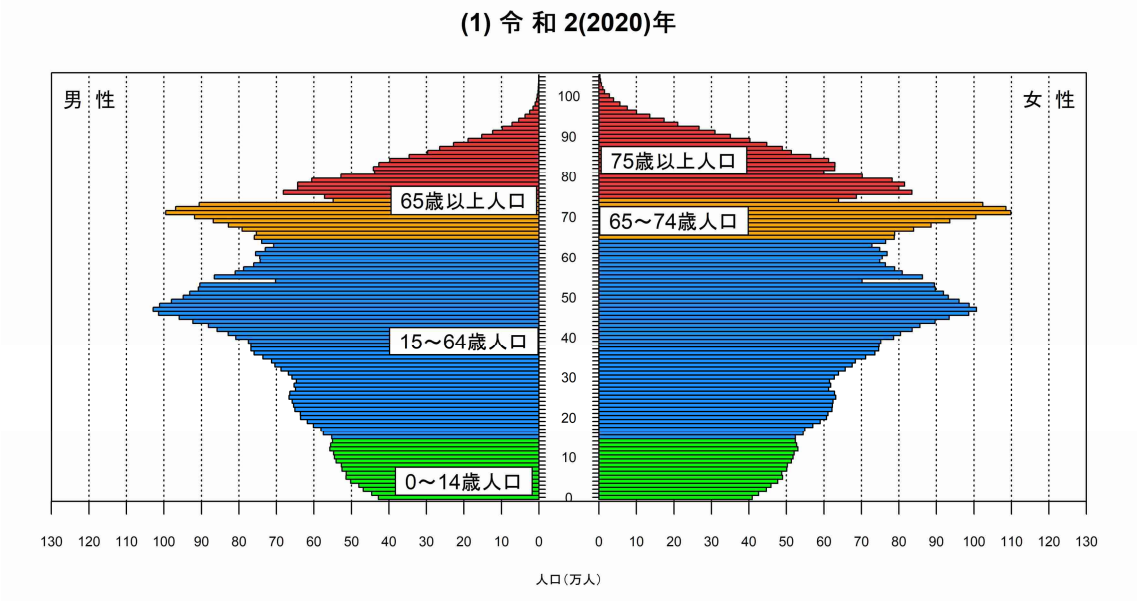
(1)人口構造の変化と深刻化する労働力不足

わが国全体で少子高齢化が一段と加速する中、生産年齢人口の急激な減少に伴い、あらゆる産業分野において「深刻な人手不足」が一時的な問題ではなく構造的な課題として定着しています。

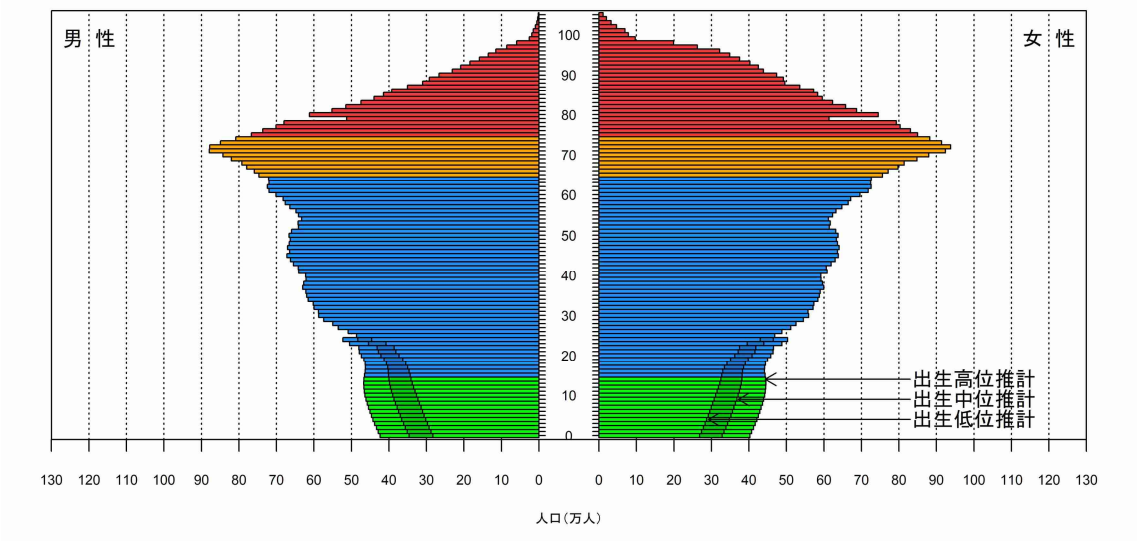
特に経営資源が限られる中小企業・小規模事業者においては、大企業との獲得競争や若年層の都市部への流出などを背景に深刻な採用難が常態化しています。これにより、必要な人員を確保できず受注の機会を失う機会損失や、人手不足に起因する業務過多、さらには事業縮小や倒産・廃業を余儀なくされるなど、企業の存続そのものを脅かす重大なリスクとなっています。

さらに、この人口構造の変化は労働力の確保にとどまらず、事業の継続性そのものにも重大な影響を及ぼしています。経営者の高齢化が着実に進行する一方で、後継者不足も深刻化しており、優れた技術や地域に定着した顧客基盤を持ちながらも黒字のまま廃業に至るリスクが高まっています。

【人口ピラミッド(日本人人口)】



(2) 令 和 27(2045)年



出典：国立社会保障・人口問題研究所 「日本の将来推計人口（令和 5 年推計）」

人手不足の常態化

中小企業庁「2024 年版 中小企業白書」によると、中小企業の労働力不足感は感染症拡大前の水準を超えて深刻化しており、特に建設業・製造業・サービス業等において人手不足を課題に挙げる事業者が 7 割前後に達している。

経営者の高齢化と事業承継

中小企業庁「事業承継を知る（Web ポータル）」によると、全国の中小企業経営者の平均年齢は 60 歳を超えています。
また、令和5年に廃業した中小企業庁のうち約 3 割が後継困難を理由としており、さらに廃業企業の約 6 割が黒字のまま廃業に至っており、優れた技術や顧客基盤の次世代への継承が全国的な急務となっている中小企業の労働力不足感は感染症拡大前の水準を超えて深刻化。特に建設業・製造業・サービス業等において人手不足を課題に挙げる事業者が 7 割前後に達している。

出典：中小企業庁「2024 年版 中小企業白書」「事業承継を知る（Web ポータル）」

厚生労働省「労働経済白書」をもとに作成

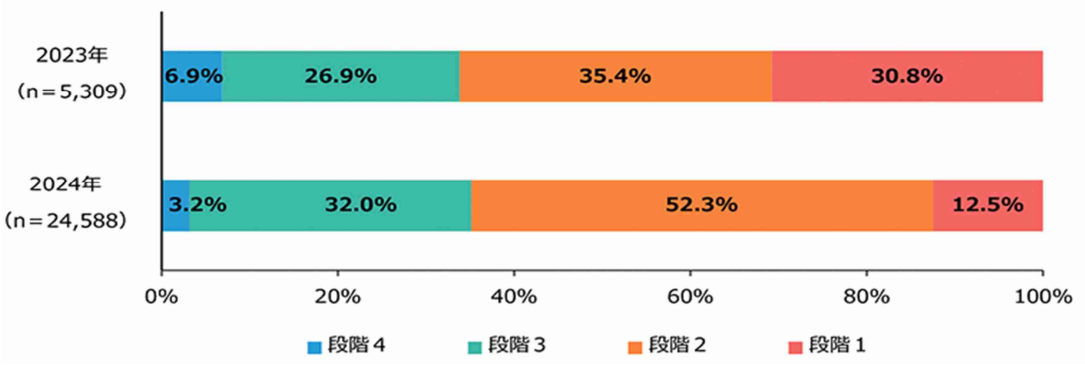
(2)デジタル技術の浸透(DX)とビジネスモデルの変化

生成 AI や IoT、クラウド技術をはじめとするデジタル技術(DX:デジタルトランスフォーメーション)の飛躍的な進展は、単なる既存業務の効率化やペーパーレス化にとどまらず、新たな顧客価値の創出やビジネスモデルそのものに変革をもたらしています。電子商取引(EC)の一般化や SNS を活用したマーケティングの浸透により、地方の小規模事業者であっても全国あるいは世界へと販路を拡大できる機会が大きく広がっています。

一方で、中小企業・小規模事業者においては、専門人材の不足や投資資金の制約、あるいはノウハウ不足等を背景に、デジタル技術の利活用に遅れが生じている事業者も少なくありません。昨今の急激な人手不足や深刻な経営資源の不足に対処するうえで、デジタル化による労働生産性の向上は重要な課題であり、デジタル対応の成否が今後の企業の持続的な成長や競争力を左右する要因となりつつあります。

このため、単に設備導入を促すのみならず、経営課題に即した段階的な DX の導入支援や、デジタル人材の育成・確保、セキュリティ対策を含めた伴走型の支援体制を構築していくことが重要となっています。

【デジタル化の取組段階】



段階1:紙や口頭による業務が中心でデジタル化がはかられていない状態

段階2:アナログな状態からデジタルツールを利用した業務環境に移行している状態

段階3:デジタル化による業務効率化やデータ分析に取り組んでいる状態

段階4:デジタル化によるビジネスモデルの変革や競争力強化に取り組んでいる状態

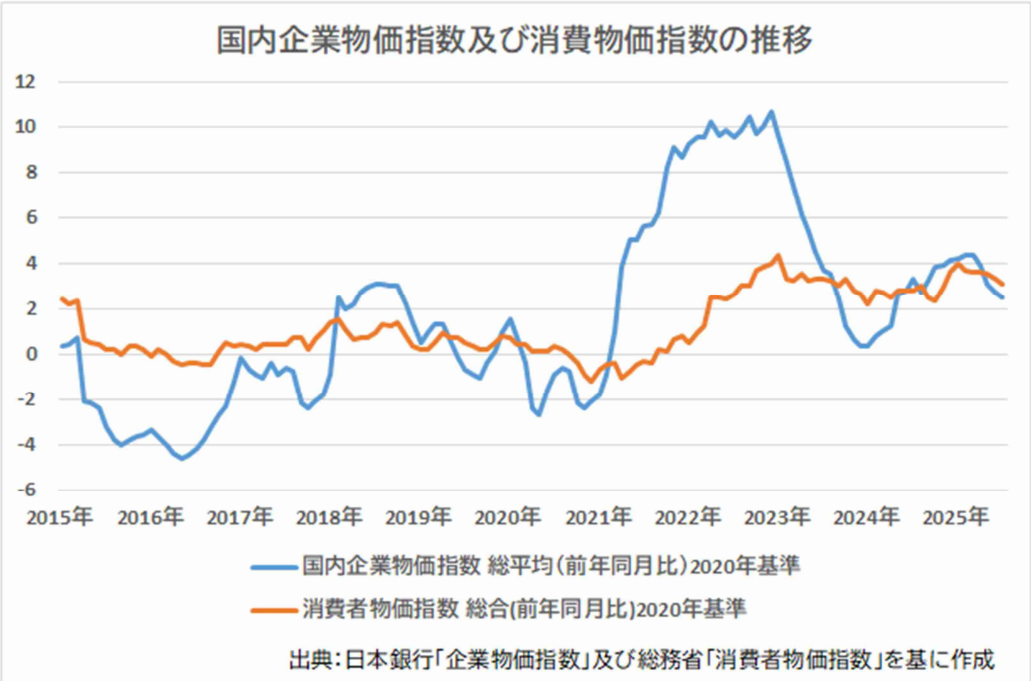
出典:中小企業庁「中小企業白書(令和 6 年度)」

(3)物価の高騰と暮らし･働き方の変化

近年、国際情勢の不安定化や急速な円安などを背景に、電気代やガソリン代、食料品をはじめとするさまざまなモノの値段が上がり続けています。原材料の仕入れや物流の費用が増えたことで、多くの企業が厳しい経営状況に直面しています。

こうした変化の中で、企業では作業の効率化やデジタル技術の活用を進めたり、テレワークなど多様な働き方を手探りで定着させたりと、工夫を重ねています。また、市民の皆様の消費行動においても、物価高に対応した節約志向が強まる一方で、旅行やイベントなど「体験」を重視する傾向や、インバウンド（訪日外国人観光客）の増加による新たな需要も見られます。

このように、社会経済を取り巻く環境や人々の生活様式が急激に変化する中で、物価高やコスト増加による企業経営への影響が続いており、依然として先行きへの不透明感が残る状況となっています。



2　取手市の概要

本市は、茨城県の南端に位置し、市域は総面積 69.94 平方キロメートル（東西 14.3 キロメートル、南北 9.3 キロメートル）を有しています。地形は、緑豊かな台地と、南縁を流れる利根川や東部を流れる小貝川などの清流に囲まれ、優れた水と緑の自然環境に恵まれた地域です。

広域的には、都心から約 40 キロメートル圏内、東京・成田・つくばを結ぶ三角形のほぼ中央に位置しています。茨城県の「南の玄関口」として、利便性の高い都市環境と良好な自然環境が調和した都市空間を形成しています。

(1)交通

本市は、首都圏および県内主要都市を結ぶ優れた交通インフラを有しています。

鉄道網においては、都心部へ直結する JR 常磐線（上野東京ライン・取手駅始発の各駅停車等）および県西地域を結ぶ関東鉄道常総線が接続する交通の要衝となっており、通勤・通学をはじめとする広域的な移動の利便性が高い環境にあります。

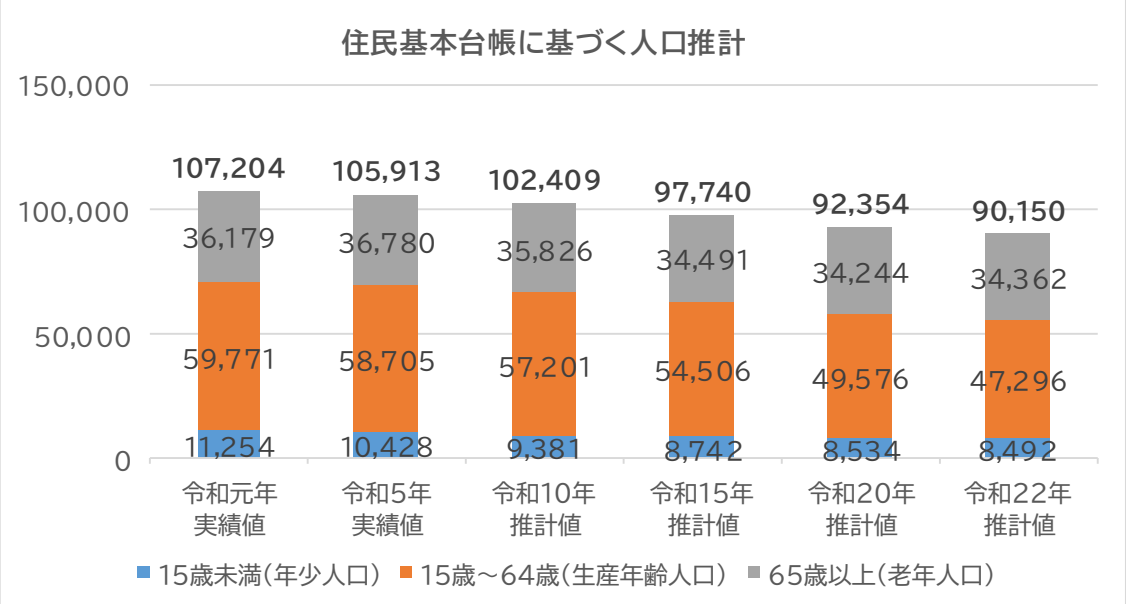
道路網においては、幹線道路である国道 6 号に加え、本市を始点としてつくばみらい市や常総市方面へ伸びる国道 294 号などが網羅されており、広域的な人流・物流を支える重要な拠点となっています。こうした良好な交通アクセス性は、市民生活の利便性のみならず、事業者の操業環境や広域からの集客・雇用の面においても大きな強みとなっています。

しかしながら、当市の道路をはじめとした都市基盤は、人口急増時代に整備されたものが多く、近年増大している大型トラックなどによる物流需要に十分対応しきれていない面があります。また、近隣地域でつくばエクスプレスが開通したことや、常磐自動車道に新しいスマートインターチェンジが整備されたことによる利便性の向上を、本市が直接的に取り込めていない現状もあります。こうしたことから、デジタル化や物流の高度化が進む現代の産業が求める交通環境に対して、必ずしも十分に応えきれていないことが課題となっています。

(2)人口

本市の人口は、1960 年代後半からの急速な宅地開発に伴い、首都圏のベッドタウンとして着実に増加してきました。しかし近年は、総人口が微減から横ばい傾向で推移しており、人口構造の変化が顕著となっています。

年齢 3 区分別の動向をみると、年少人口(15 歳未満)および生産年齢人口(15～64 歳)が一貫して減少傾向にある一方、高齢者人口(65 歳以上)は高水準のまま横ばいで推移しており、高齢化率の上昇が進んでいます。



出典:とりで未来創造プラン 2024(第六次取手市総合計画)

①人口動態

出生数を死亡数が上回る自然減が継続している一方で、近年の移住・定住施策やシティプロモーションの展開、ライフスタイルの変化に伴う地方回帰の動き等を背景に、転入数が転出数を上回る社会増がみられます。

	自然動態			社会動態			人口増減
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
平成27年	631	1,110	−479	6,090	6,002	88	−391
平成28年	653	1,089	−436	5,775	5,880	−105	−541
平成29年	627	1,154	−527	6,133	5,973	160	−367
平成30年	640	1,217	−577	6,473	6,456	17	−560
令和元年	553	1,211	−658	7,058	6,792	266	−392
令和2年	565	1,228	−663	6,448	5,646	802	139
令和3年	509	1,257	−748	4,708	5,240	−532	-1,280
令和4年	513	1,438	−925	7,856	6,876	980	55
令和5年	502	1,378	−876	5,894	5,021	873	−3
令和6年	453	1,534	−1081	5,669	4,724	945	−136

※社会動態…一定期間における転入、転出及びその他の増減に伴う人口の動き　　出典：統計とりで

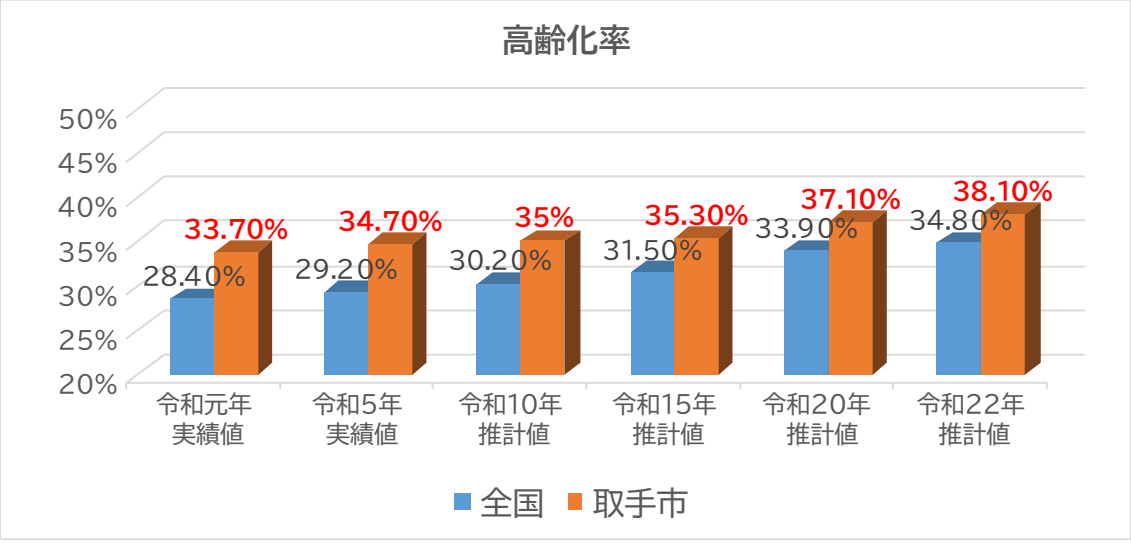
※自然動態…一定期間における出生、死亡に伴う人口の動き

②今後の見通し

長期的には生産年齢人口の減少と高齢化率の上昇が予測されており、市内における労働力の確保や市場規模の維持・拡大に向け、移住・定住の促進と働き盛りの世代の定着を図る取り組みが引き続き重要となっています。

	実　績　値		推　計　値			
	令和元年	令和５年	令和 10 年	令和 15 年	令和 20 年	令和 22 年
総人口	107,204	105,913	102,409	97,740	92,354	90,150
年少人口	11,254	10,428	9,381	8,742	8,534	8,492
生産年齢人口	59,711	58,705	57,201	54,506	49,576	47,296
老年人口	36,179	36,780	35,826	34,491	34,244	34,362
前期高齢者人口	18,762	15,956	12,180	12,184	14,558	15,529
後期高齢者人口	17,417	20,824	23,646	22,307	19,686	18,833
高齢化率	33.7%	34.7%	35.0%	35.3%	37.1%	38.1%
後期高齢者割合	16.2%	19.7%	23.1%	22.8%	21.3%	20.9%

出典：とりで未来創造プラン 2024（第六次取手市総合計画）



出典：とりで未来創造プラン 2024（第六次取手市総合計画）

(3)産業

本市の商工業の礎は、江戸時代における水と陸の交通の要衝としての繁栄に遡ります。本市域は江戸と水戸を結ぶ水戸街道の取手宿や藤代宿など宿場町として賑わうとともに、利根川水運の拠点として人や物資が集積しました。この水運による豊富な水資源と米の集積は、現在も地域ブランドとして受け継がれる清酒醸造や味噌・醤油造りといった醸造業などの地場産業を育む基盤となりました。

明治期の鉄道(現 JR 常磐線)開通や道路網の整備により、物流の主役が陸上交通へ移行して以降も、本市は首都圏と北関東を結ぶ拠点としての優位性を維持してきました。

また、利根川をはじめとした一級河川に加え、県事業による工業用水の供給基盤は、食品製造業やハイテク産業等にとって極めて魅力的な立地条件となっております。

さらに、1960 年代後半からの高度経済成長期における大規模な宅地開発は、首都圏のベッドタウンとしての発展をもたらし、急増した購買力を背景に駅周辺や幹線道路沿道への商業・サービス業の集積を加速させました。

こうした歴史的歩みの中で培われた「交通の利便性」「水資源」「人口集積」は、現在の本市産業構造を形成する基礎となっており、本市の商工業振興を支える強みとなっています。

一方で、近年の交通動向の変化や新たなインフラ整備・強化の難しさに加え、激甚化・頻発化する豪雨への防災上の制約から、大規模な新規産業用地の確保は産業用地の確保は困難な状況にあります。そのため、今後は新たな事業用地の拡張が制限される中、既存の産業基盤や限られた土地資源の有効利用を図りつつ、地域ニーズの変化に対応した産業構造の最適化が求められます。

第3章　取手市の産業における現状と課題

1　取手市の産業の状況

歴史的背景や地理的優位性のもとで形成されてきた本市の産業構造は、現在、事業所数・就業者数ともに第３次産業が大きな割合を占める構造となっています。

市内事業所数は、平成 20（2008）年のリーマンショック以降の景気低迷や、企業の統廃合・廃業等を背景に減少傾向が続いており、令和 3（2021）年時点では 2,721 事業所となっています。産業別割合では、卸売業・小売業やサービス業をはじめとする第３次産業が全事業所の約 85%を占めています。

市内就業者数においては、近年は３万人台で底堅く推移しており、産業別では第３次産業が全体の約 70%、製造業や建設業等の第２次産業が約 29%を占めています。近年は特に「医療，福祉」分野の就業者数の伸びが著しく、社会ニーズの変化に伴う産業構造のシフトが見られます。

一方で、小規模な事業者を中心に後継者不足や人手不足の影響を受けている業種も存在するため、長年培われてきた産業基盤を活かしつつ、求人・採用活動への多面的な支援やリスキリングによる人財育成を推進するとともに、早い段階からの事業承継を促す取り組みが不可欠となっています。

(1)事業所数・従業員数

取手市の事業所数は平成24年から減少していますが、従業員数は増加しています。事業者数が減少する一方で就業者数が横ばい・微増計画を示している背景には1事業所当たりの規模の集約化や、特定の成長産業（医療・福祉等）における雇用の拡大などが挙げられます。しかしながら、事業所数の減少は地域の産業基盤やにぎわいの縮小に直結する課題であり、小規模事業者をはじめとする経営支援の充実を図るとともに、新たな起業・創業を後押しするなど、事業所基盤の維持・確保に努めていくことが求められます。

取手市	H24（2012）年	H28（2016）年	R3（2021）年
事業所数	3,185	2,978	2,721
従業者数（人）	29,712	30,489	30,589

出典：経済センサス活動調査

①産業別事業所数の推移

事業所数を産業別にみると、第3次産業が全体の約85%を占めています。平成24年の3,185 事業所から令和 3 年には 2,721 事業所へと減少が続いています。特に金融・保険業や飲食・生活関連サービス業等の減少が顕著です。

産業(大分類)	H24(2012)年		H28(2016)年		R3(2021)年	
	事業所数	構成比	事業所数	構成比	事業所数	構成比
第1次産業	8	0.3%	9	0.3%	13	0.5%
農業、林業、漁業	8	0.3%	9	0.3%	13	0.5%
第2次産業	472	14.8%	420	14.1%	376	13.8%
鉱業, 採石業, 砂利採取業	1	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
建設業	317	10.0%	287	9.6%	251	9.2%
製造業	154	4.8%	132	4.4%	125	4.6%
第3次産業	2,705	84.9%	2,549	85.6%	2,332	85.7%
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.1%	2	0.1%	3	0.1%
情報通信業	25	0.8%	17	0.6%	22	0.8%
運輸業, 郵便業	60	1.9%	54	1.8%	59	2.2%
卸売業, 小売業	838	26.3%	778	26.1%	681	25.0%
金融業, 保険業	61	1.9%	51	1.7%	41	1.5%
不動産業, 物品賃貸業	210	6.6%	190	6.4%	185	6.8%
学術研究, 専門・技術サービス業	137	4.3%	126	4.2%	123	4.5%
宿泊業, 飲食サービス業	402	12.6%	385	12.9%	304	11.2%
生活関連サービス業, 娯楽業	365	11.5%	328	11.0%	289	10.6%
教育, 学習支援業	183	5.7%	165	5.5%	141	5.2%
医療, 福祉	226	7.1%	263	8.8%	278	10.2%
複合サービス事業	15	0.5%	19	0.6%	18	0.7%
サービス業(他に分類されないもの)	181	5.7%	171	5.7%	188	6.9%
合計	3,185	100.0%	2,978	100.0%	2,721	100.0%

出典:経済センサス活動調査

②産業別従業員数の推移

事業所数が減少する一方、従業員数は平成 24 年の 29,712 人から令和3年には 30,589 人へと増加傾向を示しています。特に「医療・福祉」分野での大幅な雇用拡大が進んでいます。

産業(大分類)	H24(2012)年		H28(2016)年		R3(2021)年	
	従業員数	構成比	従業員数	構成比	従業員数	構成比
第1次産業	107	0.4%	112	0.4%	143	0.5%
農業、林業、漁業	107	0.4%	112	0.4%	143	0.5%
第2次産業	8,852	29.8%	8,962	29.4%	8,862	29.0%
鉱業, 採石業, 砂利採取業	6	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
建設業	1,498	5.0%	1,308	4.3%	1,161	3.8%
製造業	7,348	24.7%	7,653	25.1%	7,701	25.2%
第3次産業	20,753	69.8%	21,415	70.2%	21,584	70.6%
電気・ガス・熱供給・水道業	82	0.3%	110	0.4%	126	0.4%
情報通信業	135	0.5%	159	0.5%	132	0.4%
運輸業, 郵便業	1,181	4.0%	1,310	4.3%	1,152	3.8%
卸売業, 小売業	6,110	20.6%	6,284	20.6%	6,092	19.9%
金融業, 保険業	789	2.7%	677	2.2%	509	1.7%
不動産業, 物品賃貸業	624	2.1%	555	1.8%	584	1.9%
学術研究, 専門・技術サービス業	544	1.8%	546	1.8%	590	1.9%
宿泊業, 飲食サービス業	2,552	8.6%	2,327	7.6%	1,900	6.2%
生活関連サービス業, 娯楽業	1,492	5.0%	1,305	4.3%	1,130	3.7%
教育, 学習支援業	1,241	4.2%	1,262	4.1%	1,245	4.1%
医療, 福祉	3,856	13.0%	4,660	15.3%	5,296	17.3%
複合サービス事業	130	0.4%	284	0.9%	250	0.8%
サービス業(他に分類されないもの)	2,017	6.8%	1,936	6.3%	2,578	8.4%
合計	29,712	100.0%	30,489	100.0%	30,589	100.0%

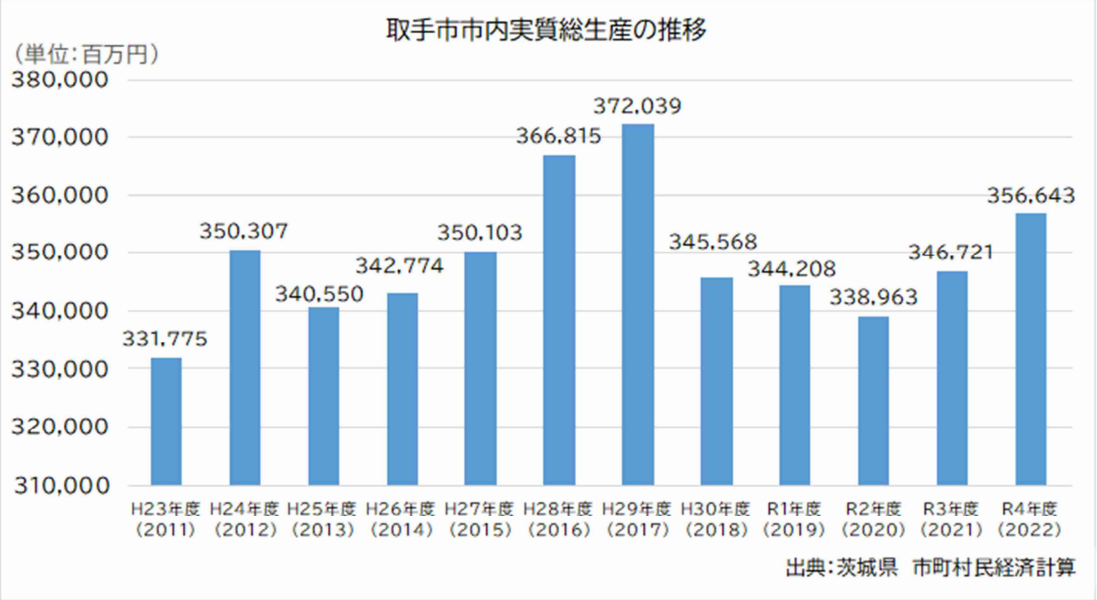
出典:経済センサス活動調査

(2)実質市内総生産の推移

本市の市内実質総生産の推移としては、平成 23 年度の 3,31,775 百万円から平成 29 年度の 3,72,039 百万円まで拡大基調をたどりました。その後、社会経済情勢の変化やコロナ禍等の影響を受け、令和 2 年度には 3,38,963 百万円まで低下したものの、令和 3 年度以降は回復傾向へ転じ、令和 4 年度には 3,56,643 百万円まで持ち直しています。

12 年間の推移を全体として見ると、概ね 3,300 億～3,700 億円の範囲内で推移しており、ベッドタウン特有の構造の中で一定の経済規模を維持しています一方で、自律的な成長動力が乏しい現状も窺えます。

今後は、市街化調整区域における浸水想定区域など、厳しい土地利用制限を考慮しつつ、限られた空間や既存産業基盤の高度利用、高付加価値化を推進していくことが課題です。

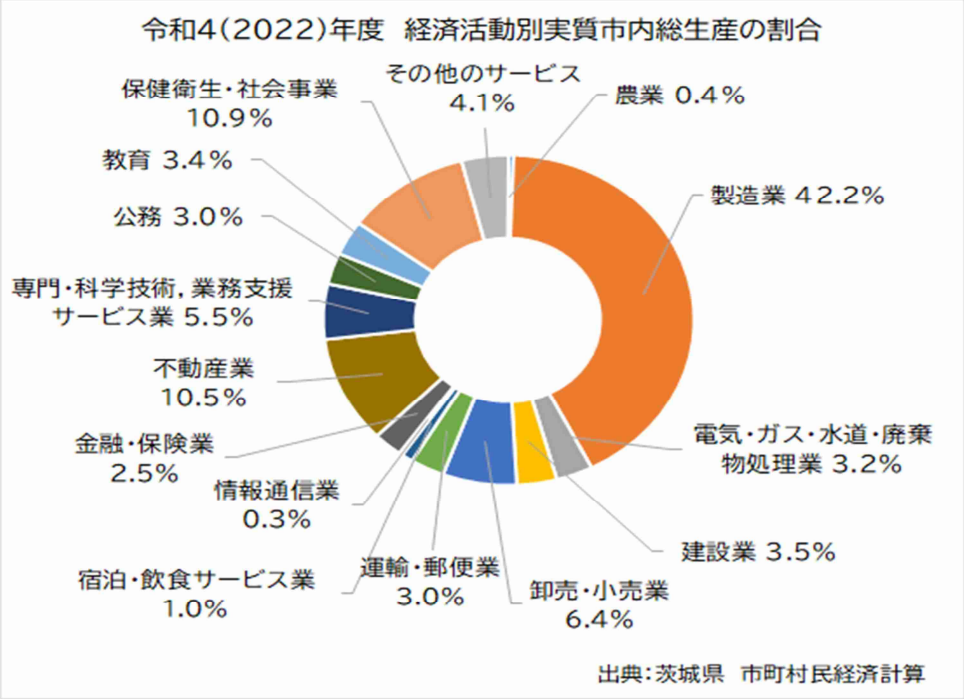


(3)経済活動別実質市内総生産から見る経済構造

令和4(2022)年度の実質市内総生産を産業別にみると、製造業が 42.2%と最も多くなっています。本市は事業所数や就業者数において第3次産業が大きなシェアを持つ一方で、製造業を中心とする第2次産業が非常に高い生産性と付加価値創出能力を有しており、本市経済の成長を強力に牽引するエンジンとなっていることがうかがえます。

また、第3次産業は実質市内総生産全体の約半数を占めており、卸売・小売業やサービス業、医療・福祉など多岐にわたる分野が、市民生活の基盤と雇用機会を幅広く支えています。

このように本市の経済構造は、製造業による強固な付加価値創出と、第3次産業による安定した雇用・サービス提供という双輪によって成り立っています。今後も原油・原材料価格の高騰や人手不足といった外部環境の変化に対応しつつ、製造業の技術革新や生産性向上を支援するとともに、第3次産業との連携強化や域内循環の促進を図り、持続可能な地域経済基盤の構築を進めていくことが重要となっています。



2　これまでの取り組み

(1)企業の事業活動拡大の支援

平成 22 年7月1日に施行した取手市産業活動支援条例に基づき、企業が事業を拡大するために、事業所を新設または増設する場合の奨励金交付を令和2年3月31日まで実施していました。

概要

対象業種	・製造業　・情報通信業　・道路貨物運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業 ・卸売業、小売業　・宿泊、飲食サービス業　・フィットネスクラブ、スポーツ・健康教授業
交付要件	【施設奨励金】 ・中小企業の場合：土地、建物、償却資産などで1,000万円以上の設備投資 ・中小企業以外の場合：土地、建物、償却資産などで8,000万円以上の設備投資 【雇用促進奨励金】 市内居住者を一人以上新たに雇用し、事業所の従業員を増やすこと。小売業、飲食サービス業及び小規模企業者以外の新規雇用する従業員は、雇用保険に加入できる労働条件であること。
交付金額	【施設奨励金】 設備投資によって増える固定資産税（都市計画税も含む）相当額を初年度は全額、2年目から5年目までの4年間は半額。ただし、既存の固定資産の廃止を伴う設備投資の場合は、既存の固定資産に掛かる固定資産税額分を差し引いた金額。 【雇用促進奨励金】 新規雇用従業員（雇用保険加入者）一人あたり10万円（300万円が限度）を初年度のみ交付。ただし、新規雇用した従業員が事業開始の日から1年以上継続して雇用されていること。

交付実績

【施設奨励金】

年度	交付実績	交付金額（千円）
H23	2社2件	100,716
H24	4社4件	60,458
H25	5社5件	52,237
H26	7社7件	74,237
H27	7社8件	66,705
H28	7社8件	41,627
H29	6社8件	32,626
H30	6社8件	26,085
R1	6社9件	82,883
R2	7社9件	45,564
R3	5社6件	31,260
R4	4社4件	25,153
R5	3社3件	20,135
R6	1社1件	1,593
合計	12社82件	661,279

【雇用促進奨励金】

年度	交付実績	交付金額（千円）
H23	2社2件	2,700
H24	2社2件	3,100
H25	1社1件	1,500
H26	2社2件	1,000
H27	1社1件	1,100
H28	2社2件	4,200
H29	2社2件	1,600
H30	1社1件	100
R1	2社2件	5,500
R2	1社1件	800
R3	－	－
R4	－	－
R5	－	－
R6	－	－
合計	12社16件	21,600

(2)起業・創業支援

①取手市産業振興チャレンジ支援事業補助金

平成28年8月から、取手市内で起業する際に必要な初期費用を補助しています。

概要

補助対象及び要件	・アント会員登録をし，起業家カードを有していること。 ・アント会員登録をした日から3年未満であること。 ・過去に指定を受けていないこと。
補助対象経費及び額	補助金の対象となる経費は、次に掲げる要件のいずれにも該当する経費とし、1万円を限度とする。 ・指定起業家の事業の用に直接必要な経費であること。 ・指定起業家が指定期間中に支払った経費であること。 ・法人又は個人が市内において提供するサービス又は商品のうち、以下規定するものの購入に係る経費であること。 ア)需用費…消耗品費，印刷製本費 イ)役務費…広告料 ウ)委託料…コンサルタント等への委託料 エ)使用料及び賃借料…事業用機械器具等の賃借料及び損料、事務所・レンタルスペースその他の施設の利用料及び賃借料 オ)備品購入費…事業用機械器具等の購入費

交付実績

年度	交付実績(件)	交付金額(円)
H28	12	115,600
H29	11	108,768
H30	8	80,000
R1	8	80,000
R2	7	69,974
R3	10	100,000
R4	9	89,412
R5	7	70,000
R6	5	50,000
合計	77	763,754

②取手市市民事業活動促進補助金（インキュベーションオフィス等の利用料金補助）

　平成29年度から、取手市民の事業活動を促進し市内経済の活性化を図ることを目的に、市内に所在するインキュベーションオフィス等の利用料金を補助しています。

概要

対象となる市民	・市内に住所を有する個人 ・市内に本店又は主たる事業所が所在する法人又は個人事業主
対象となる事業活動	・利益を得ることを目的として行う営利活動 ・社会的な使命を達成することを目的として行う非営利活動
対象となる インキュベーション オフィス等	市内に所在する事業活動の支援を主たる目的として設置された共用オフィス
補助要件	次のすべてに該当していること。 ・市税を滞納していない。 ・事業者が行う事業活動が、次に掲げるものではないこと。 　ア）政治活動又は宗教活動を目的とするもの 　イ）公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるもの ・過去にこの要綱の規定による補助金の交付を受けていないこと。
補助対象経費	補助金の対象となる経費は、インキュベーションオフィス等の1か月あたりの利用料金が10,000円以上の場合における当該利用料金の100分の50に相当する経費。 （補助金額に10円未満の端数が生じる場合は切り捨て）
補助対象期間	補助金の交付決定を受けてから連続して12か月

交付実績

年度	交付実績（件）	交付金額（円）
H29	7	895,000
H30	13	1,147,000
R1	9	963,710
R2	11	1,192,950
R3	7	481,800
R4	3	334,400
R5	6	370,370
R6	8	903,300
合計	64	6,288,530

③創業スクール

　起業に必要となる事業計画、財務、販路開拓、人材採用や育成などを学ぶことができる全5回の講座を実施しています。

受講者実績

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
申込者(人)	5	31	23	17	20	27	31	30	184
うち修了者(人)	3	27	19	15	18	25	25	23	155

④ビジネスプランコンテスト

　地域貢献度、継続性、起業家のキャラクターなどが評価基準となる地域密着型のビジネスプランコンテストです。会場来場者が市民審査員として参加でき、専門家による審査員との合計点で最優秀賞を決定します。

エントリー数実績

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
エントリー数(一般)	28	11	12	19	16	8	8	23	23	148
エントリー数(学生)	−	−	75	34	31	49	47	−	−	236
合計	28	11	87	53	47	57	55	23	23	384

(3)空き店舗活用補助金制度

空き店舗の活用を通じてまちのにぎわいを創造し、地域経済の発展に資することを目的に、市内空き店舗に出店する方に対して、店舗改装費の一部、または1年間の店舗家賃の一部を予算の範囲内において補助しています。

令和6年4月1日から、店舗賃借料の補助のみとなりました。

概要

補助対象事業	統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する日本標準産業分類における次に掲げる産業のいずれかに該当し、かつ個人客が直接来店する業種の事業であること。 1.織物・衣服・身の回り品小売業(中分類57) 2.飲食料品小売業(中分類58) 3.機械器具小売業(中分類59) 4.その他の小売業(中分類60) 5.飲食店(中分類76) 6.持ち帰り・配達飲食サービス業(中分類77) 7.洗濯・理容・美容・浴場業(中分類78)
補助対象者	次の条件をすべて満たすこと。 1.1年以上継続して営業することが見込まれ、週40時間以上営業を行う。 2.取手市商工会の会員であること(入会の意思がある場合を含む。)。 3.市税を滞納していないこと。 4.新たに補助対象事業を実施することにより、申請者が市内に存する店舗において現に実施している事業が休業または廃業とならないこと。 5.申請者が個人である場合にあっては,次に掲げる要件のいずれにも該当すること。 ア　申請者と空き店舗の賃貸人(賃貸人が法人である場合にあっては,当該法人の代表者)が同一人でないこと。 イ　申請者と生計を一にする者又は同居の親族(配偶者又は2親等以内の血族若しくは姻族をいう。以下同じ。)のうちに,空き店舗の賃貸人がいないこと。 ウ　申請者と空き店舗の賃貸人が雇用関係にないこと。 6.申請者が法人である場合にあっては,次に掲げる要件のいずれにも該当すること。 ア　申請者である法人の代表者と空き店舗の賃貸人(賃貸人が法人である場合にあっては,当該法人の代表者)が同一人でないこと。 イ　申請者である法人の代表者と生計を一にする者又は同居の親族のうちに,空き店舗の賃貸人がいないこと。 ウ　申請者である法人の代表者と空き店舗の賃貸人が雇用関係にないこと。 7.暴力団もしくは、暴力団員または警察当局から排除要請のある者でない。 8.無差別大量殺人行為を行った団体で観察処分を受けている団体または当該団体に属する者でない。
補助金額	補助率は補助対象経費の2分の1以内で上限額は以下のとおり。 ・店舗改装費【令和5年度で終了】 起業家の場合:上限額100万円、起業家以外の場合:上限額50万円 ・店舗賃借料 上限額:月額5万円 ※起業家:法人やその他の事業者に雇用されることなく、自ら収入を得るために事業を開始するかた、または個人は開業の届出、法人は法人設立の届出を行った日から3年を経過していないかた
補助対象経費	・店舗改装費【令和5年度で終了】 改装及び設備に係る経費(当該空き店舗において行う事業に必要な範囲内のものに限る。) 設計が必要な場合はその経費 ・店舗賃借料 空き店舗(来客者用駐車場を含む)の賃借料 (敷金、礼金、保証金、管理費、共益費その他これらに類する費用を除く。)
補助要件	・店舗改装費【令和5年度で終了】 市内に住所又は事業所を有する者に工事を請け負わせる場合に限る。 ・店舗賃借料 営業開始日の属する月の翌月から1年間の補助に限る。

交付実績

年度	店舗賃借料				店舗改装費補助		合計	
	新規		継続					
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
H24	1	400,000			1	1,000,000	2	1,400,000
H25	1	50,000	1	200,000	1	1,000,000	3	1,250,000
H26	1	50,000	1	550,000	1	1,000,000	3	1,600,000
H27	2	662,500	1	550,000	1	1,000,000	4	2,212,500
H28	1	120,000	1	350,000	0	0	2	470,000
H29	3	1,280,000	1	240,000	3	3,000,000	7	4,520,000
H30	3	810,000	2	340,000	1	1,000,000	6	2,150,000
R1	0	0	3	750,000	1	1,000,000	4	1,750,000
R2	1	220,000	0	0	2	2,000,000	3	2,220,000
R3	5	1,050,000	1	44,000	0	0	6	1,094,000
R4	5	1,511,000	5	1,650,000	1	500,000	11	3,661,000
R5	3	804,000	3	193,000	3	2,367,000	9	3,364,000
R6	4	1,071,000	3	562,000			7	1,633,000
合計	30	8,028,500	22	5,429,000	15	13,867,000	67	27,324,500

(4)自治・振興金融

市内中小企業の経営安定を目的とした融資制度で、信用保証料を補助しています。

概要

対象者	次の条件をすべて満たすこと。 ・取手市内において引き続き1年以上住所または事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上営んでいる。 ・中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条に規定する業種に属する事業を営んでいる。 ・市税を完納している。 ・保証協会の代位弁済を受けている場合は、これを完済している。
資金使途	運転資金、設備資金
保証限度額	・自治金融:1,000万円 ・振興金融:2,000万円
保証期間	10年以内　(令和8年3月末までは「7年以内」)

貸付実績

		H28	H29	H30	R1	R2
自治金融	件数	203	186	153	128	27
	貸付金額(千円)	953,044	1,001,438	909,700	755,753	142,030
振興金融	件数	79	79	81	70	19
	貸付金額(千円)	874,615	925,100	874,550	880,800	252,000

		R3	R4	R5	R6	合計
自治金融	件数	77	87	83	94	1,038
	貸付金額(千円)	413,000	452,380	430,240	500,300	5,557,885
振興金融	件数	29	20	26	18	421
	貸付金額(千円)	355,100	254,000	330,500	251,660	4,998,325

(5)セーフティネット保証

売上が減少している市内中小企業者を「特定中小企業者」として認定書を発行し、信用保証協会の保証による資金調達支援を行っています。

概要

対象者	・国の指定業種に属する事業を営んでいること ・直近3ヶ月間の売上げが前年同月比で5%以上減少していること ・市内に主たる事業所を有していること
指定業種の選定方法	指定業種は固定ではなく、全国的な景気変動、原材料・エネルギー価格の高騰、大規模な経済環境の変化等により、業界全体として特に経営の安定に支障が生じている業種を、経済産業大臣が四半期ごとに指定・告示します。
制度の効果	認定書の発行を受けて信用保証協会の保証を利用する場合、審査のうえ、一般保証と別枠で、無担保 8,000 万円、有担保2億円の経営安定関連保証が受けられます。

認定実績(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

年	件数
R2	243
R3	18
R4	41
R5	60
R6	52
R7	17

3　市内事業者アンケート調査

令和7年度より、本市における地域産業を取り巻く現状を分析するため、市内事業者へのアンケート調査を実施しています。

(1)概要

令和7年度

・調査期間:令和7(2025)年5月～6月
・調査対象:市内に事業所を有する法人及び個人事業主から無作為に抽出した 1,733 件
・回 答 数:500 件(回答率28. 9%)
・質　　問:経営状況、雇用・人材育成状況、設備投資、事業承継　等

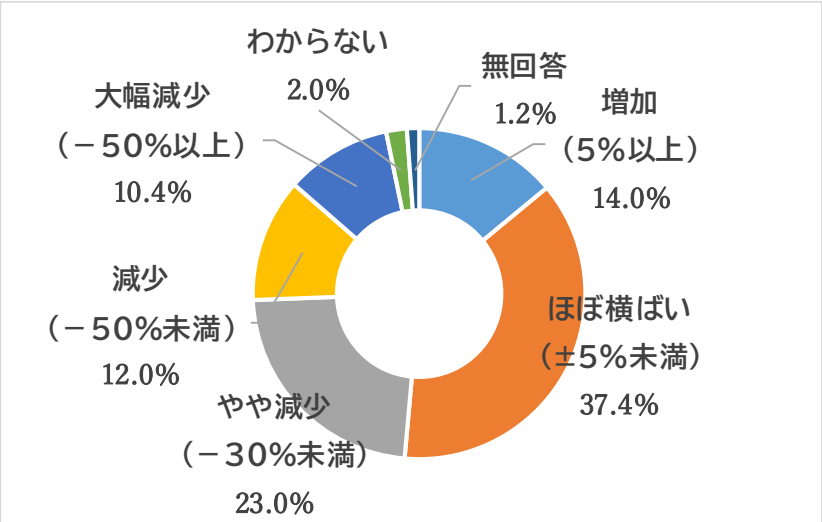
令和8年度

・調査期間:令和8(2026)年4月～5月
・調査対象:市内に事業所を有する法人及び個人事業主から無作為に抽出した 1,023 件
・回 答 数:342 件(回答率 33.4%)
・質　　問:経営状況、雇用・人材育成状況、デジタル技術導入状況、経費高騰の影響　等

(2)結果

経営状況

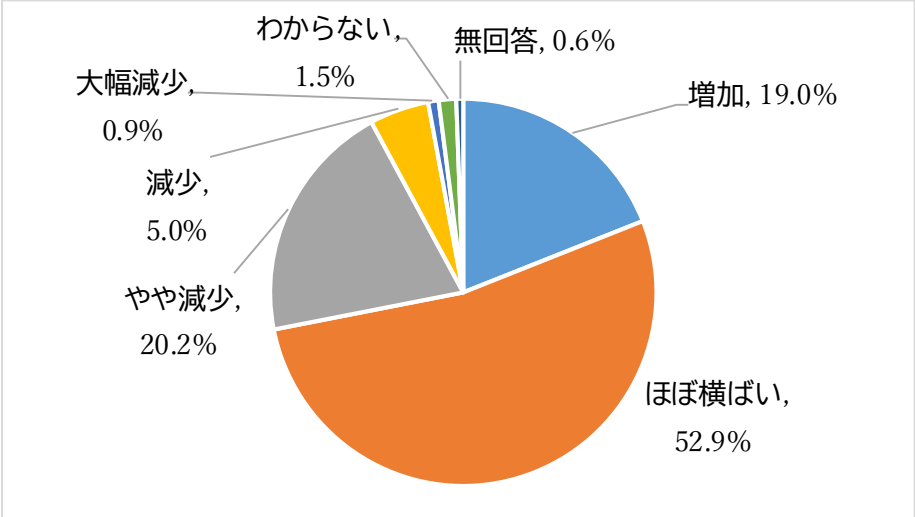
令和7年(設問8)　5年前との売上高比較



令和7年（設問9）　主な増減要因（一部抜粋、自由記載）

〇増加
・IT 技術の活用による　・受注数の増加　等
〇減少
・少子高齢化　・新型コロナ感染症の影響
・物価、エネルギー高　・人材不足による事業縮小
・社会情勢による需要の減少　等

令和8年（設問8）　R7 との売上高比較



【調査から読み取れる内容】

〇維持が中心

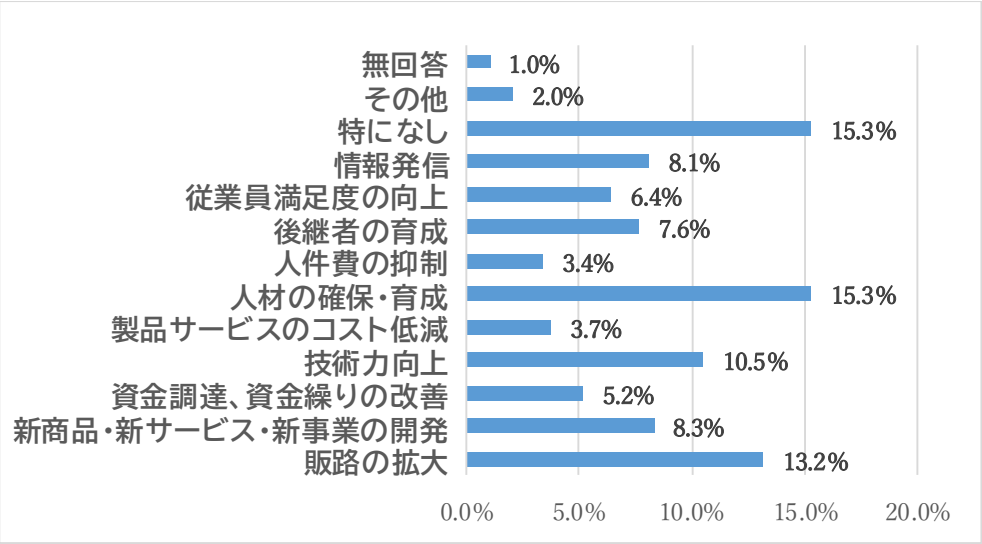
およそ半数が横ばい傾向であり、急激な悪化は免れているものの成長軌道には乗れていません。

〇収益力低下のリスク

収益が減少傾向の事業者が増えつつあり、コスト高に伴う実質的な減益が懸念されます。

経営課題

令和7年（設問12）　今後取り組むべき経営課題（最大3つ選択可）



令和8年（設問15）　今後取り組むべき経営課題（一部抜粋、自由記載）

・物価高に対応した経営とお客様の多様化
・DX 推進、経費の節減、社員の育成
・顧客開拓
・新サービス、新規事業の展開
・経費削減
・人材の確保

【調査から読み取れる内容】

〇ヒトの課題が最優先

多くの事業者にとって、人手不足と育成難が企業成長の支障となっています。

〇高い経営意欲

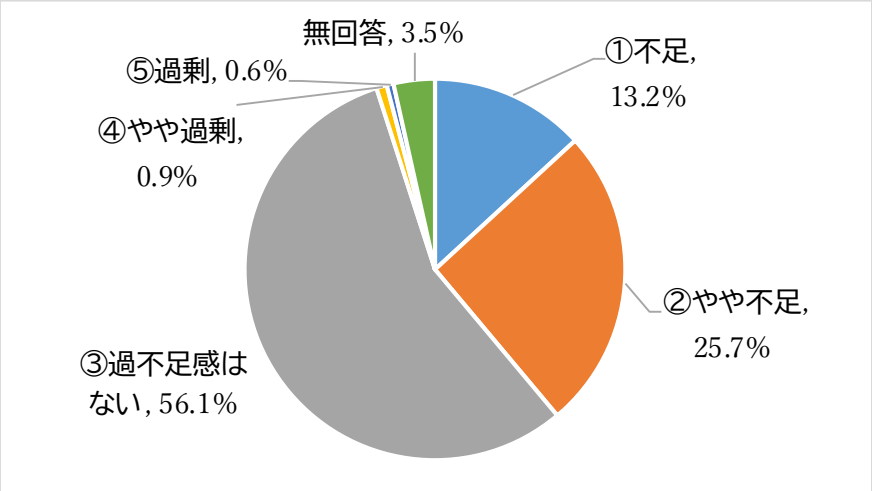
販路拡大や技術力向上への関心が高く、成長に向けた支援ニーズが存在すると推察されます。

〇構造的課題の顕在化

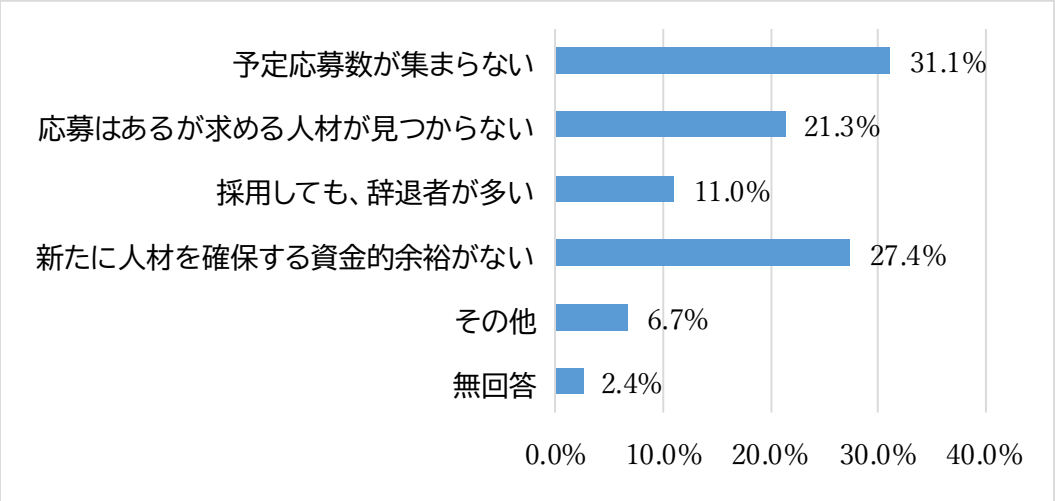
ヒト・技術の不足が成長を阻害する要因となっていると言えます。

人材確保

令和8年（設問16）　人材確保の状況



令和8年（設問17）　不足要因または課題
（設問（16）で①・②を選択した場合のみ）



【調査から読み取れる内容】

〇採用難の常態化

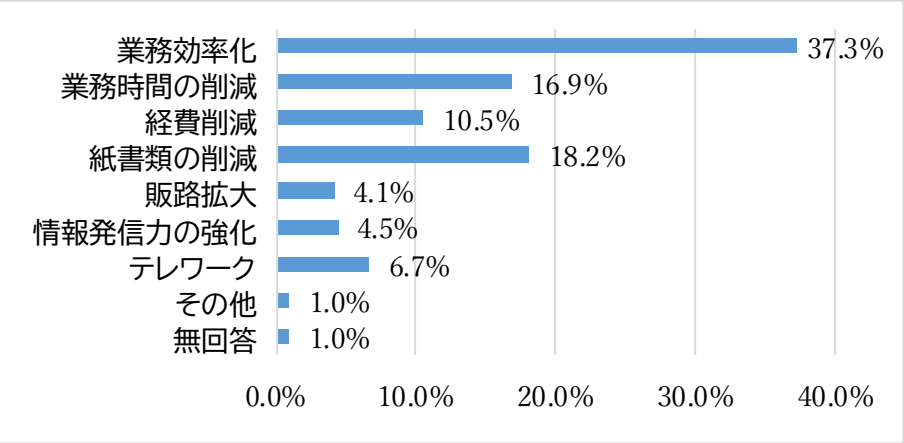
約4割の企業が人材不足に直面しており、特に応募者の少なさが課題となっています。

〇人件費の不足

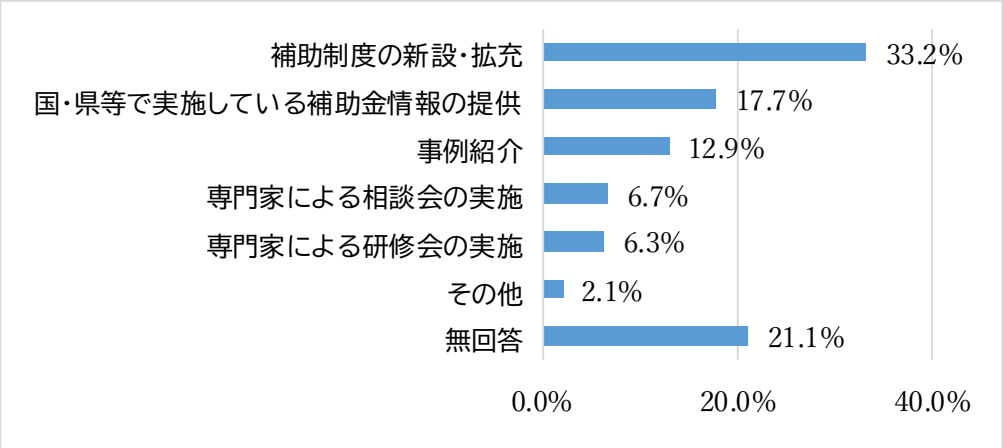
人的余裕がないため、省力化や業務効率化への投資が急務であることがうかがえます。

デジタル技術

令和8年（設問23） 導入後の成果
（設問 21 で①を選択した場合のみ）



令和8年（設問25） デジタル技術に関して市に求めること
（複数選択可）



【調査から読み取れる内容】

〇導入の二極化

約半数が DX に着手している一方で、全く予定がない事業者も一定数存在しています。

〇潜在的な支援ニーズ

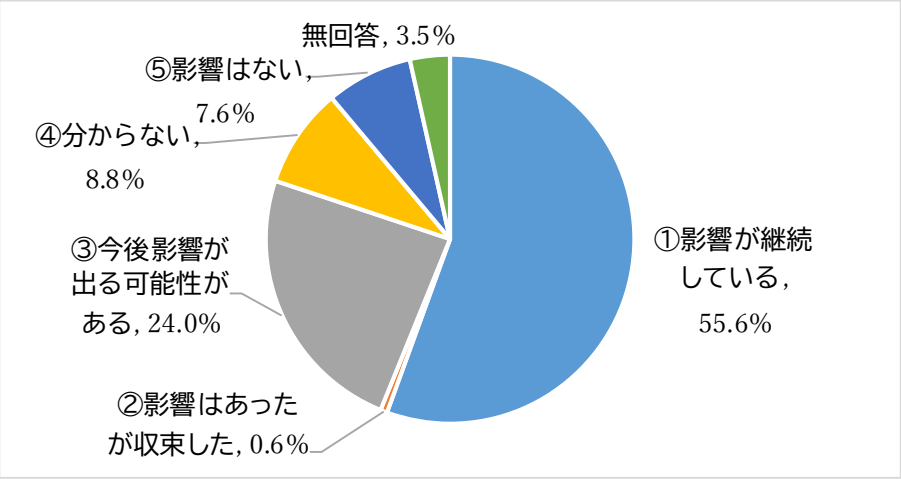
2割が関心を持ちつつ未着手であり、きっかけや手順の示唆が有効であると考えられます。

〇導入ハードルの存在

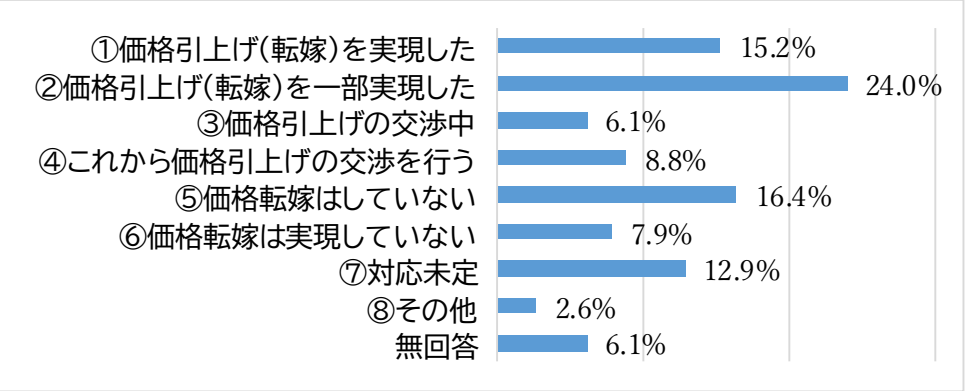
未着手層には資金・人材・ノウハウの不足が障壁になっていると推察されます。

経費高騰の影響

令和8年（設問26）　経費高騰の影響

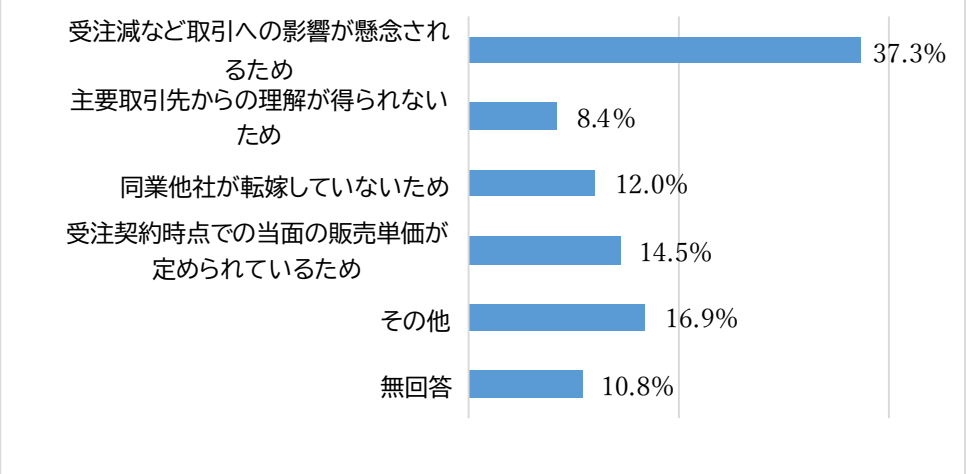


令和8年（設問28）　経費高騰後の価格への転嫁状況



令和8年（設問30）　価格転嫁が未実施の理由

（設問(28)で⑤･⑥を選択した場合のみ回答）



【調査から読み取れる内容】

〇コスト高の慢性化

半数以上の事業者が物価高の影響を受けており、経営圧迫が続いています。

〇価格転嫁の難しさ

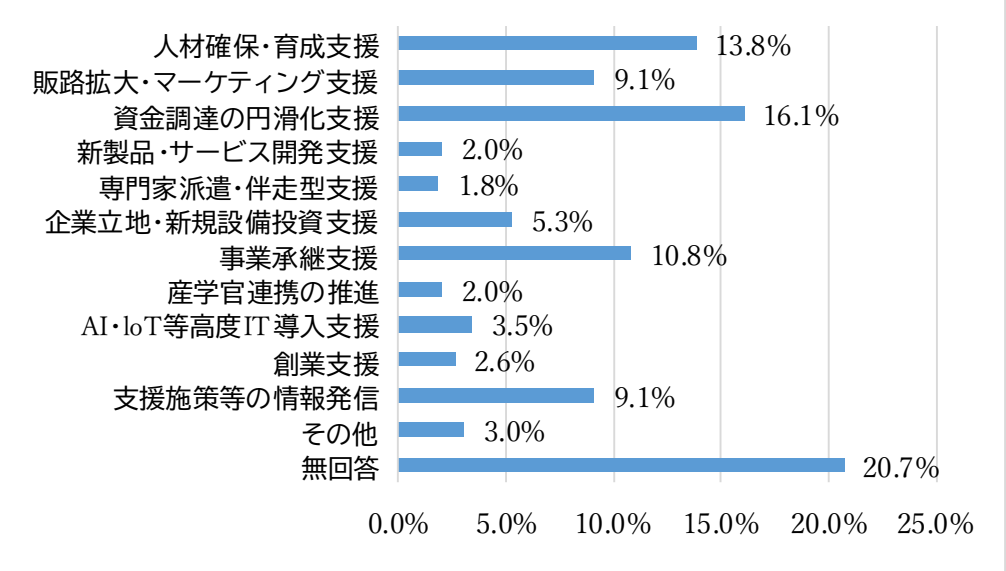
顧客離れを恐れて価格転嫁に踏み切れず、自社で負担を吸収していると推察されます。

〇収益性悪化の懸念

適切な価格転嫁が進まない場合、長期的な経営不振に繋がる恐れがあります。

行政支援

令和8年（設問 31） 行政に期待する支援（3つまで選択可）



【調査から読み取れる内容】

〇資金面の安心感を要求

融資制度や補助金など、経営の基盤を支える資金調達支援が強く求められています。

〇人材・事業承継の支援

資金調達に次ぎ人材確保・育成、事業承継に対する支援が求められています。

4　課題の整理

本市の人口動態や主要な経済統計の推移に加え、事業者アンケート調査から明らかとなった現場の声を総合的に分析し、取手市の産業が直面している構造的な課題を整理しました。これらは本計画の方向性や、今後の施策を展開する上で基軸となるものです。

課題①深刻な人材不足と採用難の常態化

少子高齢化等を背景に深刻な人手不足に直面し、予定応募数が集まらず採用活動に係る負担が増大しているほか、若手人材等の定着に向けた就労環境の改善が急務となっています。

課題②経営者の高齢化と事業承継の遅れ

経営者の高齢化に伴い後継者不在の問題が深刻化しており、事業承継に係る複雑な手続きや専門家活用への対応、ならびに貴重な技術・ノウハウの次世代継承に向けた早期の備えが必要です。

課題③経営資源不足による DX・生産性向上の遅れ

業務効率化やペーパーレス化に向けた IT ツール導入の遅れがあり、設備投資にかかる費用負担や、デジタル化を計画・推進できる人材の不足が障壁となっている。

課題④既存事業者の新商品・新サービス開発や高付加価値化の停滞

厳しい市場環境や競合激化に対応するための高付加価値化や新分野進出を図りたい一方、社内の開発リソース（人材・技術・資金）の不足や他機関との連携機会の少なさが課題となっている。

課題⑤物価高騰・コスト増の価格転嫁

原材料費やエネルギー価格、人件費等のコスト上昇が続いており、取引減の懸念や同業他社の動向等から、適切な価格転嫁や取引適正化に向けた機運の醸成が十分になされていない。

課題⑥コスト高騰に伴う資金繰りの圧迫

原材料費やエネルギー価格の高騰、経営環境の変化に伴い資金繰りが圧迫されており、経営基盤が脆弱な小規模事業者に対する継続的な支援が必要となっている。

課題⑦創業・スタートアップ期の基盤不足

起業家の発掘や創業初期における資金繰り・経営ノウハウの不足が見られ、創業後の事業定着に向けた切れ目のない支援体制が必要となっている。

課題⑧広域的な販路開拓とデジタルマーケティングの未導入

デジタル技術（EC・SNS 等）を活用した効果的な情報発信や、販路拡大手法が十分に導入されておらず、市内製品・サービスの域外における認知度向上が図れていない。

課題⑨地域商店街の衰退と消費の流出

駅周辺や主要商業エリアにおいて、購買行動の変化や事業所数の減少に伴う地域内での消費減少が見られる。

第4章　計画の方向性と施策

1　目指すべき姿

本市の商工業は、これまで培ってきた良好な交通アクセスなどの多様な操業環境を強みに発展を遂げてきました。しかし現在、急速に進行する少子高齢化や人手不足、物価高騰、さらにはデジタル化（DX）といった大きな社会経済環境の変化に直面しています。

こうした急激な環境変化に対応し、市内事業者が既存の枠組みにとらわれず、生産性の向上や新分野への進出といった「成長」と、経営体質の強化やデジタル技術の導入、事業承継等による「変革」に果敢に挑戦できる環境を醸成します。

行政、事業者、商工会、金融機関、地域住民等の関係者が密接に連携し、事業者の挑戦がさらなる雇用の創出や地域の活性化を生み出し、将来にわたって活力と賑わいにあふれる持続可能な取手市の経済基盤を確立するため、本計画では目指すべき姿を次のように定めます。

〇目指すべき姿

成長と変革に挑む、
活力と賑わいにあふれるまち　とりで

2　基本方針

目指すべき姿の実現に向け、これまでに取り上げた本市の課題や現況、市内事業者が抱える課題等を踏まえ、重点的に取り組む基本的な方向性として、3つの基本方針を定めます。

基本方針　1	次代を担う企業成長の推進

本市が誇る交通利便性や産業集積等の強みを最大限に活かし、地域経済の牽引役となる企業の創出と発展を図るとともに、既存事業者が取り組む新商品・新サービスの開発や産学官連携による新分野への進出など、高付加価値化に向けた挑戦を後押しします。

また、デジタル技術やSNSを活用した効果的なマーケティング支援や、本市の魅力を活かした効果的な情報発信を通じ、市内製品・サービスの認知度向上と広域的な販路拡大を推進します。

基本方針　2	持続可能な産業構造の構築

デジタル化（DX）へのシフト、深刻化する人手不足や事業承継問題など、地場産業を取り巻く構造的な課題に対し、時代変化に柔軟に対応できる持続可能な産業基盤を構築します。業務効率化や生産性向上に資する段階的なDX推進への移行を支援するとともに、アンケート調査でも多くの要望があった採用活動への支援をはじめ、社内人材のスキルアップや多様な働き方に対応した就労環境の整備を進めます。

また、経営者の高齢化を見据え、専門機関と連携した早期の事業承継診断やノウハウなどの技術継承支援を強化し、地域の貴重な産業資源と雇用の維持を図ります。

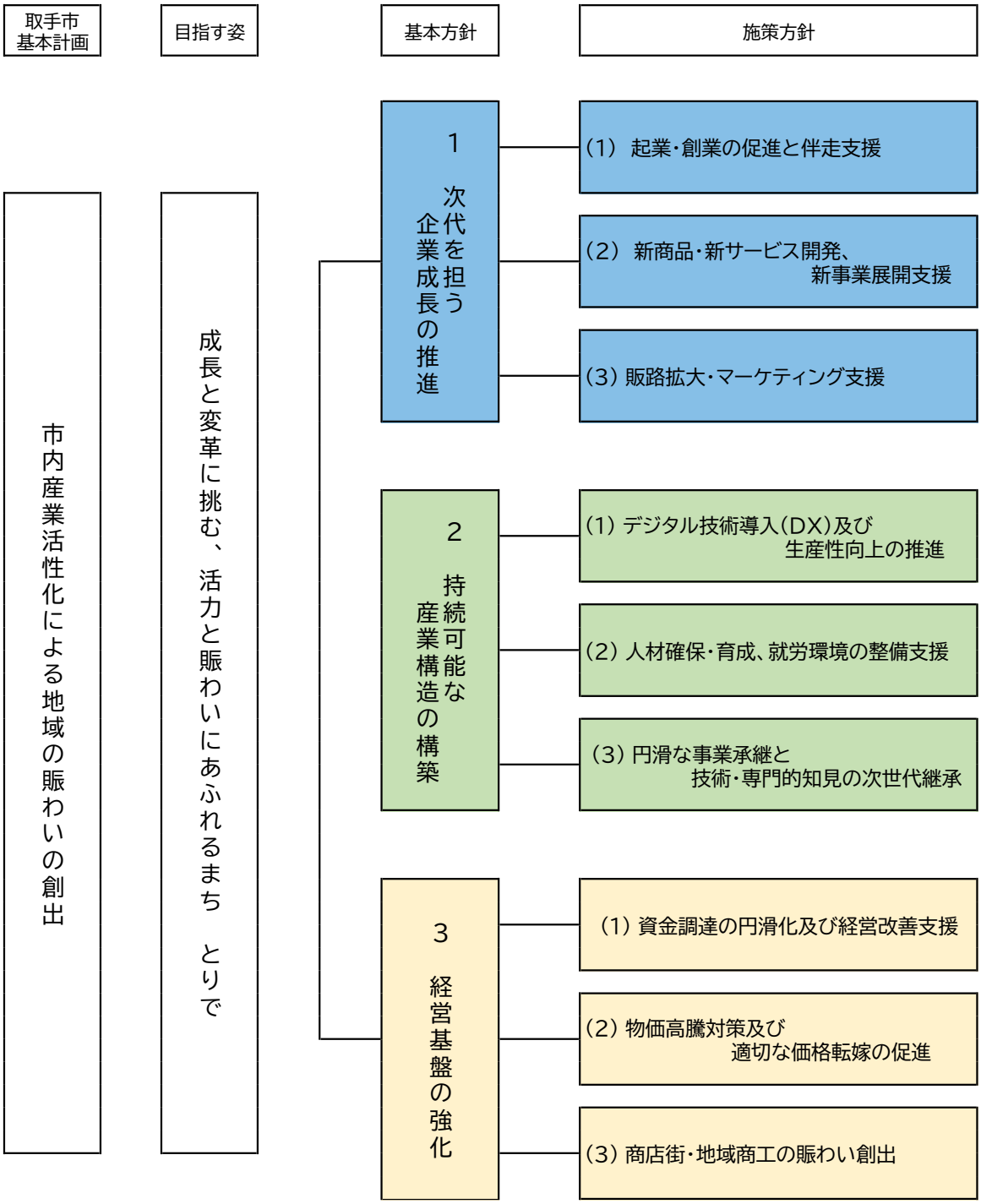
基本方針　３	経営基盤の強化

地域経済の基盤を支える市内事業者の継続的な発展には、個々の経営基盤の強化を図ることが重要です。

本方針では、エネルギー価格・原材料高騰が続く中、自治・振興金融制度を通じた資金調達の円滑化や、経営相談体制の維持・強化を図ります。

また、取引適正化や適正な価格転嫁に向けた社会的機運の醸成を図るとともに、空き店舗活用補助制度等の計画的な運用により、駅周辺や中心市街地、地域商店街の賑わい再生と店舗集積を推進し、地域内における経済循環の確立を目指します。

3　施策体系


取手市
基本計画
目指す姿
基本方針
施策方針
市内産業活性化による地域の賑わいの創出
成長と変革に挑む、活力と賑わいにあふれるまち　とりで
1　次代を担う企業成長の推進
(1)　起業・創業の促進と伴走支援
(2)　新商品・新サービス開発、新事業展開支援
(3) 販路拡大・マーケティング支援
2　持続可能な産業構造の構築
(1) デジタル技術導入(DX)及び生産性向上の推進
(2) 人材確保・育成、就労環境の整備支援
(3) 円滑な事業承継と技術・専門的知見の次世代継承
3　経営基盤の強化
(1) 資金調達の円滑化及び経営改善支援
(2) 物価高騰対策及び適切な価格転嫁の促進
(3) 商店街・地域商工の賑わい創出

4　施策展開

基本方針　1	次代を担う企業成長の推進

施策方針(1)

起業・創業の促進と伴走支援

	内容
課題	・新規創業者の掘り起こし ・創業初期における資金繰りや資金調達の負担 ・創業後における事業定着と継続的な相談体制の確保
取組方針	起業家の発掘とその後押しだけでなく、創業初期における費用負担や経営ノウハウ不足への支援を推進します。 さらに、関係機関と連携した専門的な助言や継続的なサポート体制を整備し、創業後の事業定着と持続的な成長に向けた切れ目のない伴走支援の充実に努めます。
既存の取組	・創業スクール ・取手市産業振興チャレンジ支援事業補助金 ・取手市市民事業活動促進補助金　など

施策方針(2)

新商品・新サービス開発、新事業展開支援

	内容
課題	・原材料高や競合激化に対応するための高付加価値化 ・新分野進出の遅れ ・社内の開発リソース(人材・技術・資金)の不足 ・他機関との連携機会の少なさ
取組方針	厳しい市場環境に対応するため、既存事業者が取り組む高付加価値化や新サービス開発、新分野進出への挑戦を支援します。 また、産学官連携や異業種間の交流機会の創出を図るとともに、国や県等の各種助成制度の活用を促すことで新たなイノベーションの創出を目指します。

施策方針(3)

販路拡大・マーケティング及び地域ブランドの活用支援

	内容
課題	・デジタル技術(EC・SNS 等)を活用した効果的な PR やマーケティング手法の未導入 ・市内製品、サービス域外での認知度不足 ・広域的な販路開拓
取組方針	電子商取引や SNS 等を活用した効果的な PR・マーケティング手法の習得を後押しし、デジタル技術を活用した販路拡大を推進します。また、本市ならではの強みや魅力を活かした効果的な情報発信を展開し、市内製品・サービスの域外における認知度向上と広域的な取引機会の創出を目指します。
既存の取組	市広報媒体やイベントを活用した市内商品等の紹介

基本方針　2	**持続可能な産業構造の構築**

施策方針(1)

デジタル技術導入(DX)及び生産性向上の推進

	内容
課題	・業務効率化やペーパーレス化に向けた IT ツール導入の遅れ ・設備投資にかかる費用負担 ・デジタル化を計画、推進できる人材の不足
取組方針	業務効率化や生産性向上に向け、IT ツールの活用やペーパーレス化などの段階的なデジタル化(DX)の導入を後押しします。 設備投資やデジタル推進人材の育成にかかる事業者負担を軽減するとともに、公的助成制度等の情報提供や申請支援を通じ、時代に対応した職場環境の整備を進めます。

施策方針（2）

人材確保・育成及び就労環境の整備支援

	内容
課題	・深刻な人手不足、求人広告 ・採用活動にかかる経費負担の増大 ・若手人材等の定着に向けた社内教育、就労環境の改善
取組方針	深刻な人手不足に直面する事業者に対し、採用活動に伴う事業者負担の軽減に努めます。また、社内人材スキルアップや多様な働き方に対応した就労環境の整備を促すことで、従業員の定着と安定的な人材の確保を目指します。

施策方針（3）

円滑な事業承継と技術・ノウハウの次世代継承

	内容
課題	・経営者の高齢化に伴う後継者不在 ・事業承継手続きの複雑さと、専門家活用等の費用発生
取組方針	経営者の高齢化や後継者不足に対応するため、公的専門機関と連携した相談体制を強化し、早期の事業承継準備を促します。親族内承継のみならず第三者承継等の多様な手法や専門家活用の支援を行い、地域が培ってきた貴重な経営資産や技術、雇用の次世代への確実な継承を図ります。

基本方針　3	経営基盤の強化

施策方針1

資金調達の円滑化及び経営改善支援

	内容
課題	・経営環境の変化やコスト高騰に伴う資金繰りの圧迫 ・課題を抱える小規模事業者に対する早期の経営相談 ・伴走支援の不足
取組方針	市独自の融資制度の安定運用と信用保証料等の補給を通じて、事業者のスムーズな資金調達と資金繰りの緩和を図ります。 また、取手市商工会や金融機関等との緊密な連携のもと、きめ細かな経営相談や計画策定等の伴走型支援を継続し、小規模事業者を主とした経営体質の強化を支えます。
既存の取組	・取手市自治・振興金融制度の運用 ・セーフティネット保証の認定 ・商工会等と連携した経営相談窓口の設置

施策方針2

物価高騰対策及び適切な価格転嫁の促進

	内容
課題	・原材料費や人件費等のコスト上昇分を取引価格へ十分反映できていない ・取引適正化に向けた機運醸成の遅れ
取組方針	原材料高や人件費上昇分を適切に取引価格へ反映できるよう、国や県の方針に基づいた広報・啓発活動を行い、取引適正化に向けた機運の醸成を図ります。 あわせて、価格交渉やコスト削減に関する相談体制を整え、エネルギーや原材料高騰の影響を受ける事業者の経営安定を後押しします。

施策方針3

商店街・地域商工の賑わい創出

	内容
課題	・駅周辺や主要商業エリアにおける賑わいの創出 ・購買行動の変化に対応した、地域内での消費創出
取組方針	空き店舗への新規出店を促す制度等の活用により店舗集積を図り、駅周辺や地域商店街の賑わい再創出を推進します。また、購買行動の変化や市民ニーズに対応した地域イベントの開催や商業活性化への取り組みを支援し、地域内での消費創出と活気あふれる街づくりを目指します。
既存の取組	・空き店舗活用補助制度の運用 ・地域商店街等のイベント支援

第5章　計画の推進

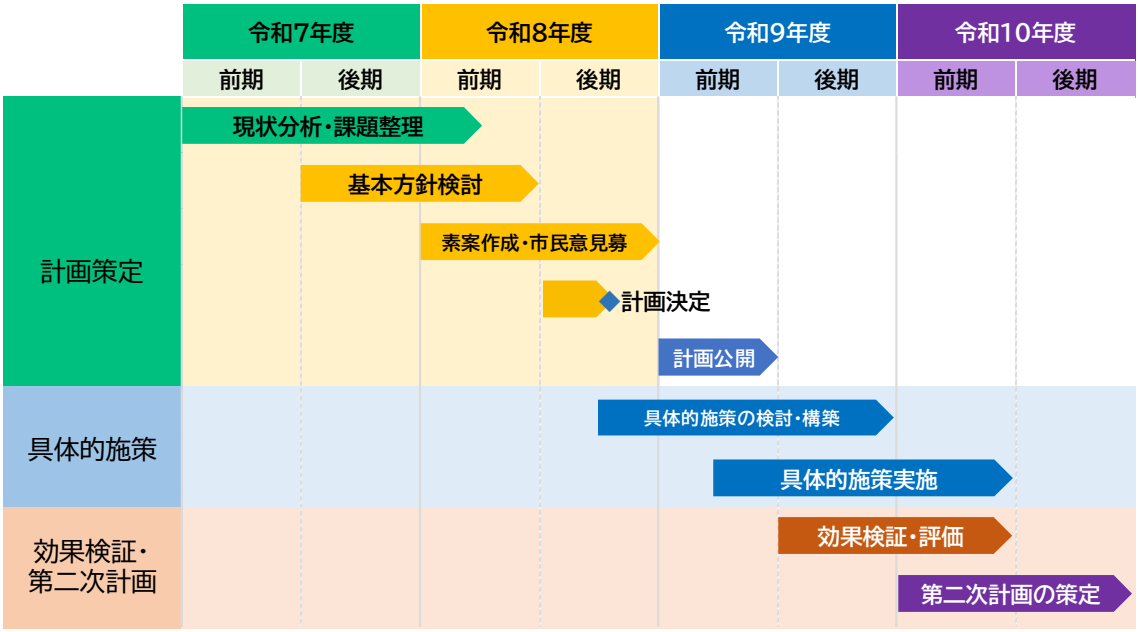
1　推進体制

本計画の推進にあたっては、「取手市中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づき、各主体がそれぞれの責務・役割を果たしつつ、産業振興に係る様々な主体と連携しながら、施策に取り組むこととします。

	取組内容
取手市	本計画の主体として、総合的な施策の企画・実施を担うとともに、関係機関との調整を図る
事業者	基本条例の趣旨に基づき、創意工夫や自主的な努力により、経営基盤の強化や人財育成、地域社会への貢献に努める
商工会	事業者に最も近い相談窓口として、経営・金融・労働・技術等の専門的支援を行うとともに、行政と連携した伴走型支援を展開する
金融機関	円滑な資金供給に加え、事業評価や経営改善のアドバイス、産学官連携による技術指導やノウハウ提供を行う

2　施策検討の手順

本計画第１期（導入・検証期間）においては、急激な社会経済情勢の変化や、市内事業者アンケート等に基づく現状分析・課題整理の中で分析された諸課題に対し、実効性のある具体的な解決策を構築するため、取手市商工振興審議会を中心に、市内事業者や商工会、金融機関等との協議を行い、行政主導の施策案の精査のみならず、商工業者等からの提言受容型の具体的施策を構築し、実行に移します。また、その実行した施策の効果や検証結果を踏まえ、令和 11 年度以降の本格的な第2期計画の策定へと円滑に接続させるものとします。



【具体的な施策検討手法の一例】

従来の行政側が提案する施策案を審議会等へ諮問する形式ではなく、市からは「解決すべき課題」、「目指すべき施策方針」の提示に留め、商工振興審議会等から現場の実態に即した解決策を能動的に引き出すワークショップ形式の協議・意見集約を行います。

(1)課題の把握・共有
・生産年齢人口の減少、高齢化率の上昇(P.11)から推察される、市民購買力の低下
・「宿泊業・飲食サービス業(※)」の事務所数および従業員数の減少(P.14)から推察される飲食サービス業の需要減
・上記原因による、まちの魅力低下、にぎわい喪失

※日本標準産業分類　大分類M

▼

(2)必要な支援の方針提示
・「基本方針3　経営基盤の強化」
「(3)商店街・地域商工のにぎわい創出」(P.41)

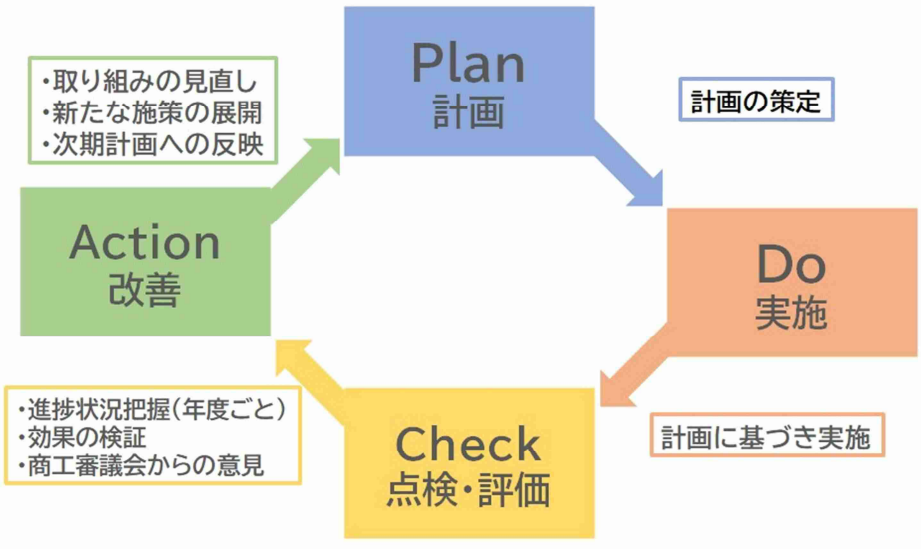
▼

(3)ワークショップ形式の協議・意見集約
・審議会等からの能動的意見に基づく、提言受容型の具体的施策検討

3　進行管理

本計画の進捗状況を年度ごとに把握し、取り組みの効果を検証します。社会経済情勢等の変化に対応した取り組みの見直しを行い、効果的な施策展開に努めます。

また、取手市商工振興審議会が、本計画の検証等をもとに、取り組みに対する意見交換や提案を行います。



取手市商工業振興計画

令和 9 年 3 月 発行

発行／取手市

作成・編集／取手市まちづくり振興部

産業振興課　産業活性化推進係

〒302－8585
茨城県取手市寺田 5139 番地
TEL:0297-74-2141